

# 実務者研修学則

(名称及び目的)

## 第1条

研修の名称は、大起介護福祉士実務者研修講座（通信課程）とし、株式会社大起エンゼルヘルプ（以下「当法人」という）は、高齢の方が尊厳と自立に満ちた生活を安心して送れる介護サービスを提供することを目的とし、在宅介護サービスを提供してきました。今後到来する高齢社会に向け、介護に従事する者には、技術はもとより精神面における質の向上は必須です。この介護福祉士実務者研修では実務経験のみでは修得できない、より専門的な知識・技術の修得を目的とします。

(位置)

## 第2条

当法人は、東京都荒川区町屋5-10-9に置く。

研修場所は、下記2か所

東京都荒川区荒川5-25-3

東京都荒川区町屋7-18-11

(修業年限)

## 第3条

修業年限は受講開始から6ヵ月とする。

※有資格者についての受講期間短縮適用については下記受講期間とする。

介護職員初任者研修修了者 3ヵ月以上

訪問介護員研修2級課程修了者 3ヵ月以上

訪問介護員研修1級課程修了者 3ヵ月以上

介護職員基礎課程研修修了者 1ヵ月以上

(6ヵ月で全科目を受講できなかった場合は、在籍期間を受講開始から最高2年まで延長して学習することができる。)

(定員及び学級数)

## 第4条

1学級の定員は、50名以下とする。1年間の学級数は、6学級とする。

(養成課程)

## 第5条

実務者研修（通信課程）とする。

(カリキュラムと履修方法)

#### 第6条

研修のカリキュラム及びその履修方法、履修認定科目は学則別表のとおりとする。

(学年)

#### 第7条

学年は、6ヵ月毎とする。

(休業日)

#### 第8条

次にあげる日には、授業は行わない。

- (1) 天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと、当法人が認める日。
- (2) 年末年始（12月29日から1月3日）。

(入学時期)

#### 第9条

入学の時期は、学級の開講日とする。（4月・6月・8月・10月）

(入所資格)

#### 第10条

入所資格は、次のとおりとする。

##### (1) 50時間コース

介護職員基礎研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に当法人に提出していること。

##### (2) 95時間コース

訪問介護員養成研修1級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に当法人に提出していること。

##### (3) 320時間コース

訪問介護員養成研修2級課程または、初任者研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に当法人に提出していること。

##### (4) 420・450時間コース

介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1級課程、訪問介護員2級課程、初任者研修のいずれも修了していない者、または、修了していることを証明する書類を研修申し込み時に当法人に提出していない者。

(5) 通信養成の実施地域は東京都荒川区とし、受講対象者は東京近郊在住、在勤で通学が可能な者とする。

(入所者の選考)

#### 第 11 条

受講生の選抜方法は、以下のとおりとする。

当法人指定の申し込み用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込んだ者。ただし、定員に達した時点で申し込みは終了する。

(受講手続き)

#### 第 12 条

受講手続きは以下の通りとする。

- (1) 当法人は、書類審査の上受講の決定を行い、受講決定通知書を受講生あてに通知する。
- (2) 受講決定通知書を受け取った受講生は、第 17 条の受講料を納入する。
- (3) 当法人は、受講料の納入を確認した後に教材を郵送する。ただし分割納入を希望する受講者はこの限りではない。

支払方法は、当社社員及びグループ法人社員については（一括納入・5回分割給与引落・10回分割給与引落）。一般については、一括納入のみとする。

(退学)

#### 第 13 条

- (1) 退学をしようとする受講生は、退学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。
- (2) 第 22 条の規定に反する者は受講を取り消すことができる。

(休学)

#### 第 14 条

受講生は、疾病その他やむを得ない理由により就学をすることができない場合は、休学願いを提出し、当法人の許可を得なければならない。この場合において、疾病による場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

休学期間は 1 年を超えることはできない。また、休学期間は在籍期間に含む。

(復学)

#### 第 15 条

休学していた学生は、休学の理由が消滅し、復学しようとするとき、復学願いを提出し、当法人の許可を得なければならない。

(課程修了の認定)

#### 第16条

テキストによる自宅学習（通信課程）全てと、スクーリングによる学習（面接授業）の全てを受講することで修了の認定となる。

全20科目（450時間）を学習する。

合格は、ABCDの4段階で判定し、

A→90点以上、B→80点以上、C→70点以上、D→70点未満

D評価は、不合格とし課題再提出となる。再提出の場合は添削ヶ所を訂正し、指定の提出期限までに再提出する。C判定以上の判定がでない場合は次の課題には進めずに繰り返す。

医療的ケアは、演習の全てに参加すること、演習において一定の基準に達すること。

介護過程Ⅲは、演習の全てに参加し実技の評価で合格することと、筆記試験で70点以上をとること。

(不合格の場合は、追試を行い合格しなければならない。)

(受講料)

#### 第17条

受講料は以下のとおりとする。

##### (1) 当法人社員

###### 50時間コース

受講料 15,000円 (税別、テキスト代別途2,000円)

###### 95時間コース

受講料 30,000円 (税別、テキスト代別途4,000円)

###### 320時間コース

受講料 60,000円 (税別、テキスト代別途12,602円)

###### 420時間コース・450時間コース

受講料 100,000円 (税別、テキスト代別途12,796円)

##### (2) グループ法人社員

###### 50時間コース

受講料 25,000円 (税別、テキスト代別途2,000円)

###### 95時間コース

受講料 40,000円 (税別、テキスト代別途4,000円)

###### 320時間コース

受講料 70,000円 (税別、テキスト代別途12,602円)

420 時間コース・450 時間コース

受講料 110,000 円 (税別、テキスト代別途 12,796 円)

(3) 一般

50 時間コース

受講料 30,000 円 (税別、テキスト代別途 2,000 円)

95 時間コース

受講料 65,000 円 (税別、テキスト代別途 4,000 円)

320 時間コース

受講料 100,000 円 (税別、テキスト代別途 12,602 円)

420 時間コース・450 時間コース

受講料 175,000 円 (税別、テキスト代別途 12,796 円)

(4) 大起オリジナル割引を行うこともある。

(5) 退学、休学した者にかかる既納の受講料については、返金できないものとする。また、分割給与引き落としを選択した受講者のうち、全額支払い前に退職をする場合は未払い分を退職日までに支払うこととする。

当法人職員及び、当グループ法人職員対象者として受講料を支払い受講した場合で、受講中または、受講後 1 年以内に退職した際には一般の受講者とみなし差額分を徴収する。

(欠席の取り扱い)

#### 第 18 条

何らかの理由により、スクーリングを欠席した場合は、在籍期間内において補講を受けることができる。また、遅刻や早退は欠席扱いとする。但し、当日の講義が終了するまでにその旨の連絡が無い場合、補講を受講することはできない。

(補講について)

#### 第 19 条

補講の取り扱いについては以下のとおりとする。

(1) 補講の申し出は事前申し出を原則とする。

(2) 補講費用は以下のとおりとする。

① 当法人が次回行う同研修講座で未受講講座を受講する場合は、無料とする。

② 個別補講を行う場合、補講料は 1 時間 1,000 円とする。

※但し、特別配慮を要すると当法人が認めるものに限り、(2) ②で行う個別補講は無料とする。

(使用教材)

## 第 20 条

実務者研修テキスト全 8 巻セット（日本医療企画版）

1 巻：人間の尊厳と自立・社会の理解

2 巻：介護の基本的理解とリスクマネジメント

3 巻：介護におけるコミュニケーション技術

4 巻：生活支援の技術と環境整備

5 巻：介護過程の基礎知識と応用～事例展開と評価～

6 巻：老年期の疾病と認知症・障害の理解 7 巻：介護に関わるところとからだ

8 巻：医療的ケアの理論と実践

その他研修において必要な物品・機材。

（免除科目）

## 第 21 条

社援基発 1 1 0 4 第 1 号『実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について』に基づき、免除科目は別表 2 のとおりとする。

（表彰）

## 第 22 条

当法人は、学業成績が優秀である者または、ほかの受講生の模範となる者を表彰することができる。表彰は表彰状を授与する。

（懲戒）

## 第 23 条

懲戒は次の各号のいずれかに該当した場合は、戒告、退学の措置をとることができる。

- （1） 素行不良で改悛の見込みがないと認められる時。
- （2） 秩序を乱し、受講生としてふさわしくない行為のあった場合。
- （3） 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる時。
- （4） その他この学則または、これに基づく規定に違反した場合。

（教員組織）

## 第 24 条 以下の教員を置く

- （1） 養成施設長
- （2） 教務に関する主任者
- （3） 介護過程Ⅲ担当教員
- （4） 医療的ケア担当教員
- （5） その他の教員

(その他の事項)

## 第 25 条

研修事業の実施にあたり、次の通り必要な措置を講じることとする。

(1) 研修の受講に際して、受講申込受付時又は研修開始日の開校式までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

- ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ② 住民基本台帳カードの提示
- ③ 健康保険証の提示
- ④ 運転免許証の提示
- ⑤ パスポートの提示
- ⑥ 年金手帳の提示

国家資格等を有する者については免許証又は登録証の提示等

(2) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：総務・人事部受講生担当窓口

電話 03-3892-1331

(3) 研修事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人にしらせ、又は不当な目的に使用しない。

(施行細則)

第 26 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

(附則)

## 第 27 条

この学則は平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この学則は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

\*ただし、第 3 条のみ平成 28 年 10 月 1 日以降入校した者を対象とする。

(学則別表)

# カリキュラム

科目	必要 時間数	主な内容	無資格	介護職員 初任者研 修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他 全国研修	
					1級	2級	3級			
通 信	人間の尊厳と自立	5	①人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	
	社会の理解 I	5	①介護保険制度	5	○	○	○	○	○	
	介護の基本 I	10	①介護福祉士制度 ②尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開 ほか	10	○	○	○	10	○	
	生活支援技術 I	20	①生活支援とICF ②ボデイメカニクスの活用 ほか	20	○	○	○	○	○	
	発達と老化の理解 I	10	①老化に伴う心の変化と日常生活への影響 ②老化に伴うからだの変化と日常生活への影響	10	10	○	10	10	○	
	認知症の理解 I	10	①認知症ケアの理念 ②認知症による生活障害、心理・行動の特徴 ほか	10	○	○	10	10	○	認知症実践者 研修
	障害の理解 I	10	①障害者福祉の理念 ②障害による生活障害、心理・行動の特徴 ほか	10	○	○	10	10	○	
	こころとからだのしくみ I	20	①介護に関係した身体の仕組みの基礎的な理解	20	○	○	○	20	○	
	介護課程 I	20	①介護過程の基礎的知識 ②介護過程の展開 ほか	20	○	○	○	20	○	
	社会の理解 II	30	①生活と福祉 ②社会保障制度 ほか	30	30	○	30	30	○	
	介護の基本 II	20	①介護を必要とする人の生活の理解と支援 ②介護実践における連携 ほか	20	20	○	○	20	○	
	コミュニケーション技術	20	①介護におけるコミュニケーション技術 ②介護におけるチームのコミュニケーション ほか	20	20	○	20	20	○	
	生活支援技術 II	30	①利用者の心身の状況に合わせた介護、福祉用具等の活 用、環境整備	30	○	○	○	30	○	
	障害の理解 II	20	①医学的側面から見た障害の理解 ②障害児者への支援の実態	20	20	○	20	20	○	
	認知症の理解 II	20	①医学的側面から見た認知症の理解 ②認知症の人や家族への支援の実態	20	20	○	20	20	○	認知症実践者 研修
	発達と老化の理解 II	20	①人間の成長・発達 ②老年期の発達、成熟と心理 ほか	20	20	○	20	20	○	
	こころとからだのしくみ II	60	①人間の心理 ②人体の構造と機能 ほか	60	60	○	60	60	○	
	介護課程 II	25	①介護過程の展開の実際	25	25	○	25	25	○	
医療的ケア(50時間)	50	①医療的ケアの実施の基礎 ②喀痰吸引・経管栄養(基礎的知識・実施手順)	50	50	50	50	50	50	喀痰吸引等研 修	
スク ーリ ング	介護課程 III(スクーリング)	45	①介護過程の展開の実際(事例検討) ②介護技術の評価	45	45	45	45	45	○	
	医療的ケア(演習)	12	①演習	12	12	12	12	12	12	喀痰吸引等研 修
合計	462		462	332	107	332	432	62		

## 免除科目

科目	必要 時間数	主な内容	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他 全国研修
				1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	人間の尊厳と自立	○	○	○	○	○	
社会の理解 I	5	介護保険制度	○	○	○	○	○	
介護の基本 I	10	①介護福祉士制度 ②尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開 ほか	○	○	○	10	○	
生活支援技術 I	20	①生活支援とCF ②ボディメカニクスの活用 ほか	○	○	○	○	○	
発達と老化の理解 I	10	①老化に伴う心の変化と日常生活への影響 ②老化に伴うからだの変化と日常生活への影響	10	○	10	10	○	
認知症の理解 I	10	①認知症ケアの理念 ②認知症による生活障害、心理・行動の特徴 ほか	○	○	10	10	○	認知症実践者 研修
障害の理解 I	10	①障害者福祉の理念 ②障害による生活障害、心理・行動の特徴 ほか	○	○	10	10	○	
こころとからだのしくみ I	20	①介護に関係した身体の仕組みの基礎的な理解	○	○	○	20	○	
介護課程 I	20	①介護過程の基礎的知識 ②介護過程の展開 ほか	○	○	○	20	○	
社会の理解 II	30	①生活と福祉 ②社会保障制度 ほか	30	○	30	30	○	
介護の基本 II	20	①介護を必要とする人の生活の理解と支援 ②介護実践における連携 ほか	20	○	○	20	○	
コミュニケーション技術	20	①介護におけるコミュニケーション技術 ②介護におけるチームのコミュニケーション ほか	20	○	20	20	○	
生活支援技術 II	30	①利用者の心身の状況に合わせた介護、福祉用具等の活用、 環境整備	○	○	○	30	○	
障害の理解 II	20	①医学的側面から見た障害の理解 ②障害児者への支援の実態	20	○	20	20	○	
認知症の理解 II	20	①医学的側面から見た認知症の理解 ②認知症の人や家族への支援の実際	20	○	20	20	○	認知症実践者 研修
発達と老化の理解 II	20	①人間の成長・発達 ②老年期の発達・成熟と心理 ほか	20	○	20	20	○	
こころとからだのしくみ II	60	①人間の心理 ②人体の構造と機能 ほか	60	○	60	60	○	
介護課程 II	25	①介護過程の展開の実際	25	○	25	25	○	
介護課程 III(スクーリング)	45	①介護過程の展開の実際(事例検討) ②介護技術の評価	45	45	45	45	○	
医療的ケア(50時間+演習)	50	①医療的ケアの実施の基礎 ②喀痰吸引・経管栄養(基礎的知識・実施手順)③演習	50	50	50	50	50	喀痰吸引等研 修
合計	450		320	95	320	420	50	